

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の利用が終了された皆さまへ

新型コロナウイルスの影響で生活にお困りの方に対する 総合支援資金（再貸付）のご案内

緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を利用が終了した上で、生活にお困りの場合、生活困窮者自立相談支援機関による支援とともに、総合支援資金の再貸付を行います。

■ 対象世帯

次の要件をいずれも満たす世帯

- ア 令和3年3月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯
- イ 再貸付の申請前に自立相談支援機関による支援を受けること

■ 貸付上限額

- ・ 複数人世帯の場合 20万円以内／月×3月以内
- ・ 単身世帯の場合 15万円以内／月×3月以内

■ 受付期間

- ・ 令和3年2月19日(金)より受付開始
- ・ 令和3年3月末まで受付

<お問い合わせ先>

緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター

電話：0120-46-1999 受付時間9:00～21:00（土日・祝日含む）

神栖市社会福祉協議会 受付時間8:30～17:15（平日のみ）

電話：0299-93-0294 窓口予約受付時間9:00～15:00（平日のみ）

茨城県社会福祉協議会

電話：029-297-6526 受付時間8:30～17:15（平日のみ）

神栖市社会福祉協議会

再貸付までの流れ

ステップ1

神栖市社会福祉協議会(生活困窮者自立相談支援機関)へご相談ください。生活の状況等により、求職者支援訓練や生活保護のご案内をいたします。

ステップ2

神栖市社会福祉協議会へ再貸付の申請を行ってください。

総合支援資金の再貸付に関するQ&A

Q1 総合支援資金の利用が初回3月で終了しているのですが、再貸付の申請は可能ですか？

A 可能です。

Q2 申請のために必要な書類はなんですか？

A 再貸付の申請書、再貸付の借用書を提出していただきます。(原則として、住民票謄本、振込口座の通帳の写しが必要となります。)また、貸付相談において、世帯の状況を把握するために、その他の書類の提出を求める場合があります。

Q3 お金はどれくらいの期間で振り込まれますか？

A 貸付決定した方への送金は、申請数にもよりますが、本会で申請書類を受理してから概ね3週間を予定しております。

Q4 借り受けたお金の返済方法はどのようになりますか？

A 借受の1年後から返済開始となり、10年間で返済していただきます。

Q5 償還免除はありますか？

A 総合支援資金の再貸付についても「なお所得の減少が続く住民税非課税世帯」が償還免除の対象となります(要件等は現在、厚生労働省で検討中です)。